

兵ト発第 42 号

公告第 504 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.30 から 1000 分の 1.29 に  
変更し、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

変更前

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	49.110/1,000	0.700/1,000	49.810/1,000
	被保険者	44.590/1,000	0.600/1,000	45.190/1,000
	合計	93.700/1,000	1.300/1,000	95.000/1,000
実施年月日		平成 27 年 3 月 1 日		

変更後

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	49.120/1,000	0.690/1,000	49.810/1,000
	被保険者	44.590/1,000	0.600/1,000	45.190/1,000
	合計	93.710/1,000	1.290/1,000	95.000/1,000
実施年月日		平成 28 年 3 月 1 日		

平成 28 年 2 月 25 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司